

定 款

相模ゴム工業株式会社

2025年6月26日

相模ゴム工業株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、相模ゴム工業株式会社と称する。

英文では、(SAGAMI RUBBER INDUSTRIES CO.,LTD.) と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ゴム製品の製造、加工及び販売
 2. 食品、日用雑貨品等の包装用プラスチックフィルム及び医療、事務用品等のプラスチックフィルム、シートの製造、加工及び販売
 3. 老人及び身体障害者用の厨房道具・車椅子等生活補助具の販売
 4. 食品の製造、加工及び販売
 5. 前各号の輸出入業務
 6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、第1号事業及び障害者等に対する障害福祉サービス事業
 7. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 8. 不動産の売買、賃貸及び管理業務
 9. 倉庫業
10. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
11. 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店)

第3条 当会社は、本店を神奈川県厚木市元町2番1号に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、43,740,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規定)

第12条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規定」による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(大規模買付行為対応方針についての決議)

第17条 当会社は、取締役会の決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容（以下大規模買付行為対応方針という。）を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならず、その後も同様とする。当会社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(欠員補充)

第22条 当会社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

2. 会社を代表する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第32条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第33条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選任することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任及び任期)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等を決定する機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について
は、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日を基準日とし、同日の株主名
簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余
金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社
はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

原本と相違ないことを証明いたします。

2025年6月26日

神奈川県厚木市元町2番1号

相模ゴム工業株式会社

代表取締役社長 大跡賢介